

重要事項説明書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からぬこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「松原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年 松原市条例第6号)」の規定に基づき、居宅介護支援契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人 徳洲会	
代表者氏名	理事長 東上 震一	
本社所在地 (連絡先)	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号 TEL 06-6346-2888	FAX 06-6346-2889

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 松原徳洲苑介護センター	
介護保険 指定事業者番号	2774800060	
事業所所在地	大阪府松原市天美東7丁目103番地	
連絡先	TEL 072-334-3451	FAX 072-334-3457
相談担当者名	管理者 武田 真澄	
事業所の通常の 事業実施地域	松原市	

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ本人やその家族の意向を基にサービスを適切に利用できるよう連絡調整その他の便宜の提供を行う
運営方針	i 利用者が可能な限り自立した生活を営むことができる様に配慮する ii 利用者自ら選択し適切なサービスが効率的に提供される様に配慮する iii 利用者の意志・人格を尊重し特定の事業者に偏らない様に配慮する iv 行政・包括支援センター・支援事業者・介護保険施設との連携に努める

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土 (祝日及び年末年始は除く)
営業時間	8:30～17:00

(4) 事業所職員体制

事業所の管理者	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 松原徳洲苑介護センター 管理者 武田 真澄
---------	--

職種	職務内容	人員数
介護支援専門員	サービスの種類内容等の計画の作成とサービスの提供が確保されるような連絡調整業務	5人

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヶ月あたりの料金	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整				
③サービス実施状況把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

要介護度区分 取り扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 11,620円	居宅介護支援費Ⅰ 15,097円
45人以上60人未満の場合 (45人以上60人未満の分)	居宅介護支援費Ⅱ 5,820円	居宅介護支援費Ⅱ 7,532円
60人以上の場合 (60人以上の分)	居宅介護支援費Ⅲ 3,488円	居宅介護支援費Ⅲ 4,515円

※利用料金について、運営基準減算に該当する場合は、100分の50で算定する。

(2ヶ月以上継続している場合は、算定しない。)

※45人以上の場合は、利用者数が45人以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

要介護度による区分なし	加算	加算額	算定回数等
	初回加算	3,210円	新規にサービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(I)	2,675円	入院した日(営業日)のうちに利用者の情報を提供をした場合(提供方法は問わない)
	入院時情報連携加算(II)	2,140円	入院した日の翌日又は翌々日(営業日)に利用者の情報を提供をした場合(提供方法は問わない)
	退院・退所加算 1回 (カンファレンス参加なし) 2回	4,815円 6,420円	医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	退院・退所加算 1回 (カンファレンス参加あり) 2回 3回	6,420円 8,025円 9,630円	医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	特定事業所加算(II)	4,504円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項にかかる伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	通院時情報連携加算	535円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し医師等に対して必要な情報の提供を行うとともに、医師等から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合

4 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす

利用者の要介護(支援)認定有効期間中、月1回以上。

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料、その他の費用の請求および支払方法について

①利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。 ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
②利用料、その他の費用の支払	<p>ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいづれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振込み (イ)利用者指定口座からの自動振り替え (ウ)現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認できましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。(次頁に続く)</p>

※利用料、その他の費用について、支払期日から2月以上遅延し、支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことになります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行なうものとします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

8 事故発生時の対応について

当事業所が利用者に対して行なう指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、当事業所が利用者に対して行なう指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

9 高齢者虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 定期的な研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成などの適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

虐待防止に関する責任者 武田真澄

10 介護支援業務に関する相談、苦情について

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 松原徳洲苑介護センター	所在地 大阪府松原市天美東7丁目103番地 電話番号 072-334-3451 FAX番号 072-334-3457 受付時間 8:30~17:00 (日・祝・年末年始は除く)
松原市健康部 高齢介護課	所在地 大阪府松原市阿保1丁目1-1 電話番号 072-334-1550 FAX番号 072-334-3005 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝・年末年始は除く)
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX番号 06-6949-5417 受付時間 9:00~17:00
松原市地域包括支援センター 徳洲会	所在地 大阪府松原市天美東7丁目103番地 電話番号 072-334-3439/072-334-3449 FAX番号 072-334-3454 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝・年末年始は除く)
松原市地域包括支援センター 社会福祉協議会	所在地 大阪府松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館 電話番号 072-349-2112 FAX番号 072-335-1294 受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝・年末年始は除く)

11 苦情処理の手順について

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置。

- ・相談、苦情に関する常設窓口として、相談担当者を設けている。また、相談担当者不在の場合でも事業所のだれもが、対応可能なように相談苦情管理シートを作成し、担当者に確実に引き継ぎ担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いています。

常設窓口(TEL)072-334-3451 (FAX)072-334-3457

相談担当者 武田真澄

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
- ・特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行います。
- ・相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、対応を決定します。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します。)

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ・処理体制に記したとおり、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行なうとともに、共同でその対応を行います。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を協議します。
- ・苦情の度重なる事業者については、当該事業者における利用者からの照会に対する業者の一覧から除外するとともに、行政機関等への連絡を行います。

4 その他の参考事項

- ・当事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処します。

(別紙)居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
 - 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 医療機関への情報提供について
 - (1)医療機関への介護支援専門員に係る情報提供について、利用者が医療機関に入院した場合は、担当介護支援専門員の氏名、連絡先等を医療機関に情報提供します。
 - (2)医療機関への利用者に係る情報提供について、介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

3 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 納付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月納付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力について

- ① 事業所は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および業態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力をいたします。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

重要事項説明の年月日

説明年月日	令和年月日
-------	-------

重要事項説明書について、「松原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年 松原市条例第6号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-1200号
	法人名	医療法人 德洲会
	代表者名	理事長 東上 震一
	事業所名	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 松原徳洲苑介護センター
	説明者名	

説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	